

こうちけんがいくこくじんせいかつそうだん 高知県外国人生活相談センターサポーター制度要領

1. こうちけんがいくこくじんせいかつそうだん 高知県外国人生活相談センターサポーターとは

(公財)高知県国際交流協会ボランティア登録制度要綱に基づき登録するボランティアのうち、高知県外国人生活相談センター(以下「センター」)の運営に協力するボランティアを高知県外国人生活相談センターサポーターとする(以下「サポーター」)。サポーター制度の運用については、この制度要領と、ガイドラインで定めることとする。

2. とうろくしかく 登録資格

- ・原則20歳以上であること
- ・やさしい日本語または外国語で外国人とのコミュニケーションを図ることができること

3. かつどうないよう 活動内容

活動内容は下記の①から④までとする。

- ①外国人が意思疎通の補助を必要とする場合に関係機関に同行し、やさしい日本語でサポートを行う。
- ②センターが実施する出張相談会において、当日の開催の補助や事前の外国人への広報の協力を行う。
- ③その他必要に応じてセンターと連携し、センターの運営に協力する。
さらに外国語ができる場合は④も行う。
- ④出張相談会などのセンター事業や依頼のあった関係機関での通訳や翻訳(外国語⇄日本語)を行う。

4. ひみつほし 秘密の保持

- (1) サポーターは、活動を通じて知り得た情報については、サポーターとして活動する間、また、サポーター活動を終了した後においても、これを第三者に開示してはならない。
ただし、下記に定める情報については、この限りではない。
 - ① 公知である情報
 - ② サポーターが活動を開始する前から知り得ていた情報
 - ③ 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務づけられたもの
 - ④ 本人から開示することに了承がなされているもの
- (2) 活動に必要な範囲を超えて情報を使用、複製、持ち出してはならない。また、いかなる場

あい かい
合も改ざんをしてはならない。

- (3) かつどう あ ひみつ ほじ しゅひぎ む かん せいやくしょ べつし ひみつじょうほう かん
活動に当たっては、秘密の保持(守秘義務)に関する誓約書(別紙「秘密情報に関する
せいやくしょ
誓約書」)を提出しなければならぬ。

5. とうろく と け 登録の取り消し

か き かくごう がいと う ぼあい
下記の各号に該当する場合には、センターは、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) ほんようりょう ほん ぼあい
本要領に反した場合

- (2) サポーターとしてふさわしくない げんどう こうい
言動や行為など、サポーターとしての信用を失墜し、ま
たは、こうちけんこくさいこうりゅうきょうかいおよ
高知県国際交流協会及びセンターの利益を損ねる等の不適切な行為等に該当する
みと ぼあい
と認められる場合

6. その他

- (1) ほんやくき しようきょだく
翻訳機の使用許諾

サポーターは、がいこくじん せいかつそうだんとう さい ほんやくき もち ひつよう ぼあい
外国人への生活相談等に際し翻訳機を用いる必要がある場合には、
センターにしようしんせい うえ べつ さだ きてい ほんい たいよ う
使用申請の上、別に定める規程の範囲で貸与を受けることができる。

ただし、ほんやくき つうしんひよう
翻訳機の通信費用については、サポーターがふたんする。もしくは、こうきよう
公共のWI-
FI等により通信がかのう かんきやうか ぼあい かぎ ほんやくき か だ
可能な環境下にある場合に限り翻訳機の貸し出しができるものとする。

- (2) しょうがいほけん
傷害保険

サポーターの かつどう
活動においては、センターの ふたん かにゆう しょうがいほけん ほんい
負担により加入する傷害保険の範囲内で
たいおう
対応する。

- (3) ひようべんしょう
費用弁償について

サポーターの かつどう げんそく むしやう
活動は、原則として無償とする。なお、サポーターの かつどう となた こうつう ひ
活動に伴う交通費に
ついては、サポーターからの せいきやう もと じつ び そうとうぶん ひようべんしょう
請求に基づき、実費相当分を費用弁償する。

ふそく しょうりょう れいわ ねん がつ にち しこう
附則 この要領は令和2年6月1日から施行する。